

社会福祉法人妻有福祉会嘱託職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人妻有福祉会（以下「福祉会」という。）の嘱託職員の服務規律、労働条件を定めたものである。

2 この規則に定めのないことについては、労働基準法、その他の法令及びその他の福祉会諸規程による。

(嘱託職員の定義)

第2条 この規則において、嘱託職員とは、社会福祉法人組織および職務規程第8条第1項に規定された者をいう。

第2章 採用

(採用)

第3条 嘱託職員は採用の際、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 嘱託職員雇用契約書
- (2) その他、福祉会が指示したもの

(契約期間)

第4条 雇用期間は5年以内とし、満70歳に達した直後の年度末まで更新することができる。

2 前項に関わらず、施設長の場合は採用日から5年間を限度とする。

3 嘱託職員に対して休職は認めない。ただし、業務上の傷病において、契約期間内に限って特別に認めた場合を除く。

第3章 就業時間、休憩時間、休日および休暇

(就業時間および休憩時間)

第5条 就業時間および休憩時間は嘱託職員雇用契約書に定める。

(休日)

第6条 休日は嘱託職員雇用契約書に定める。

2 業務上必要がある場合には、前項で定める休日をあらかじめ指定した他の労働日と振替えることがある。

(時間外、休日勤務)

第7条 業務上必要がある場合には、労働基準法の定めるところによって就業時間の延長、または法定時間外および休日に勤務させることがある。ただし、労働基準法第36条に基づく協定の範囲とする。

(年次有給休暇)

第8条 年次有給休暇については、社会福祉法人妻有福祉会副職員就業規則の規定に準じる。なお、継続採用の嘱託職員の場合は、継続採用前の休暇残日数および勤続年数を引き継ぐ。

(特別休暇)

第9条 特別休暇は社会福祉法人妻有福祉会副職員就業規則の規定に準じる。

第4章 服務心得

(服務)

第10条 嘱託職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 欠勤するときは、あらかじめ上司に申し出て所定の手続をとらなければならない。

- (2) 福祉会の名誉、または信用を傷つけないこと。
- (3) 福祉会の業務上の事項を漏らさないこと。なお、退職後も同様とする。
- (4) その他一般職員の就業規則、服務心得に準ずる。

第5章 解雇および退職

(解雇)

第11条 嘱託職員が、次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 精神または身体に障害を生じ、もしくは虚弱、疾病のため業務に耐えられないと認められたとき。
- (2) 出勤常ならず、改善の見込みのないとき。
- (3) 業務上の指示命令に従わないとき。
- (4) 福祉会の経営上の理由にて、嘱託職員の必要を認めなくなったとき。
- (5) その他各号に準ずる理由があったとき。

(解雇予告、予告手当)

第12条 福祉会は前条による場合、30日前に予告するか、または30日分の平均賃金を支払って解雇することができる。

2 予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合は、その日数を短縮する。

(退職)

第13条 嘱託職員が次の各号の一に該当するときは、退職するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 契約期間が満了したとき。
- (3) 退職申出が承認されたとき。
- (4) 第11条の規定により、解雇されたとき。

(退職手続)

第14条 嘱託職員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに文書にて退職の申し出をしなければならない。

(配置転換)

第15条 福祉会は、業務上の必要があるときは、職場もしくは職種を変更することがある。

第6章 賃金

(賃金構成)

第16条 賃金構成は基本給および手当とする。

(基本給)

第17条 嘱託職員の基本給は、原則として別表1の通りとし、各人の能力および経験等を勘案して個別に嘱託職員雇用契約書において定める。

(賃金の締切日および支払日)

第18条 賃金の締切日および支払日は、嘱託職員雇用契約書に定める。

(賃金の控除)

第19条 賃金の支払いに際して、給与源泉所得税、社会保険料等法令に定められた金額を控除する。

2 遅刻、早退および私用外出等による不就労については、その時間に対応する基本給を支給しない。

(夜勤手当)

第20条 勤務1回につき次の算式により算出した額に定額分 2,500円を加算した額を支給する。

基本給 ÷ 勤務時間 × 0.25 × 深夜勤務（実働）時間（深夜時間とは10時から翌日午前5

時までの間)

2 介護福祉士資格を持つ者に対して、前項の額に資格調整額として、1回につき1,500円を加算する。

(通勤手当)

第21条 嘱託職員が通勤するために、交通機関等を利用した場合には通勤手当として社会福祉法人妻有福祉会給与規程の規定に準じて支給する。

(諸手当)

第22条 前条の他の手当は、社会福祉法人妻有福祉会副職員就業規則の規定に準じて支給する。

(基準外賃金)

第23条 嘱託職員が、実働時間が8時間を超えて就業した場合には時間外勤務手当、所定休日に就業した場合には、休日勤務手当をそれぞれ労働基準法の定めによる時間外割増賃金を支払う。

(賞与)

第24条 賞与は6月1日および12月1日を基準日として年2回、別表2のとおり福祉会の業績と各人の勤務成績を勘案して支給する。

(退職金)

第25条 退職金は原則として支給しない。ただし、社会福祉施設職員等退職共済制度および新潟県民間社会福祉施設職員退職積立基金制度に加入できる場合は、各制度に基づき支給することができる。

第7章 安全および衛生

(安全衛生)

第26条 嘱託職員は就業にあたり、安全および衛生に関する諸規則および作業心得を守るとともに、衛生推進者等の指示に従わなければならない。

第8章 災害補償

(災害補償)

第27条 嘱託職員が業務上負傷し、疾病にかかった場合は、労働基準法および労働者補償保険法の定める所により補償する。

第9章 社会保険の加入

(社会保険の加入)

第28条 福祉会は、嘱託職員について、労働保険、雇用保険、社会保険など、常態として法令に定められた基準に達したときは、加入の手続をとる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、議決の日(令和元年6月5日)から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の規則において、訪問介護の月給職員であった職員の基本給については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

嘱託職員の基本給設定基準

職務内容	基本給	備 考
施設の長の職にある者	月 給 180,000円	1 理事であるものは、業務執行理事が定めた金額（月給の10%以内）を増額する。 2 日給の場合は、月額を20で除した金額、時給の場合は、日給を8で除した金額をそれぞれ支給する。
訪問介護	時 給 その他職の時給×1.6 (サービス提供時)	月100時間を上限とする
	時 給 その他職の時給-20円 (上記以外)	
	月 給 その他職の月給	
看護師等資格を必要とする職種及び資格により利用者処遇に貢献する職種	日給、時給ともに周辺他社会福祉法人を参考として決定する	
障がい者を採用した場合	日給、時給ともに本人の状態を参考として決定する	
その他職にある者	副職員就業規則別表3の一般職種表の初年度給を準用する	毎年10月に公表される新潟県最低賃金の額を基に、翌年4月から1年間の基本給を定める

別表 2

嘱託職員の賞与支給基準

職務内容	賞与上限額	
	6月	基本給と同額
施設長の職にある者	12月	〃
	6月	68,000円
その他の職にある者	12月	75,000円

1 施設長以外の賞与支給額は、社会福祉法人妻有福祉会副職員就業規則の規定に準じて決定する。ただし、上表の上限額を超えないものとする。

2 勤続年数の算定においては、正職員または副職員であった時の勤続年数を加えることができる。

3 60歳を超えてから採用された職員については、採用初年度は賞与を支給しない。

4 日給または時給の場合は、基準日の前6ヶ月に支給された基本給の平均月額を基本給とする。

5 賞与の支給日については、社会福祉法人妻有福祉会給与規程の規定に準じる。